

健康保険・福祉医療の証の更新

健康保険・福祉医療の証には有効期限があり、次のとおり更新日を迎えます。更新日以降は、新しく届いた被保険者証などを使用してください。

被保険者証などの更新

※正しい自己負担限度額を判定するためには、収入の申告が必要です
※有効期限の切れた被保険者証などは、自分で破棄してください

保険証の種類		更新日	証の色	更新手続き	手続きの方法など	新規申請を希望する場合	問い合わせ
国民健康保険 (健康保険などに加入していない75歳未満の人)	被保険者証	8月1日 (木)	紫色	不要	7月末に市から送付します。		☎ 30 9 1 5 9 保険課 国保係
	被保険者証兼 高齢受給者証 (70歳～74歳の人) (※1)		紫色	不要	7月末に市から送付します。 前年中の所得に応じて、2割または3割の一部負担金の割合を記載しています。 負担割合の判定基準は国保活用ブックを確認してください。		
	限度額適用認定証 (※2)		オレンジ色	要	更新日以降に認定証が必要な人は、7月1日以降に市に申請してください。 申請用紙は市のホームページに掲載していますので、郵送でも手続きができます。	6ページの「医療費が高額になりそうとき」を確認してください。	
	限度額適用・標準負担額減額認定証		緑色				
後期高齢者医療制度	特定疾病療養受療証	8月1日 (木)	水色	不要	7月末に市から送付します (70歳～74歳の方は更新がありません)。		☎ 30 9 1 6 0 保険課 医療年金係
	被保険者証		水色	不要	7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から特定記録郵便で送付します。		
	限度額適用認定証		灰色	不要	医療機関窓口で負担割合が3割の加入者で、これまで申請したことがあり、令和6年度の市民税課税所得が145万円以上690万円未満の人と、その同一世帯の人は、被保険者証と一緒に送付します。	6ページの「医療費が高額になりそうとき」を確認してください。	
	限度額適用・標準負担額減額認定証		緑色	不要	【認定要件】 市民税非課税世帯であること これまで申請したことがあり、令和6年度の市民税が非課税世帯の人は、被保険者証と一緒に送付します。課税世帯となった人には送付されません。		
	特定疾病療養受療証	更新なし	茶色	不要	有効期限がないため、継続して使用できます。		

- ※1 被保険者証兼高齢受給者証は、70歳になった翌月(誕生日が1日の人は70歳になった月)から使用できます。75歳の誕生日を迎える人は、後期高齢者医療制度に移行しますので、誕生日の前日が有効期限となります。なお、令和6年8月2日以降に70歳になる人は、誕生月(1日生まれの人は誕生月の前月)までに次のとおり被保険者証などを送付します
- ・昭和29年12月1日以前に生まれた人には保険証(紙)を送付します。
 - ・昭和29年12月2日以降に生まれ、マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」、マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」を送付します。
- ※2 70歳～74歳の市民税課税世帯の人は「被保険者証兼高齢受給者証(※1)」が代わりになる人もいます

福祉医療の受給者証の更新

受給者証の種類	更新日	証の色	更新手続き	手続きの方法	手続きに必要なもの	問い合わせ
重度心身障害者医療 (身体・知的)	8月1日 (木)	黄色	原則不要	令和6年1月1日時点で、廿日市市に住民票のなかった人が申請者本人または世帯主の場合や、確定申告などを行っておらず、所得が未申告となっている場合など、更新手続きが必要となる人には、通知を送付しています。	更新手続きが必要となる人には、手続きに必要なものを個別に送付していますので、確認してください。	☎ 30 9 1 8 6 障害福祉課
重度心身障害者医療 (精神)		白色				
ひとり親家庭等医療		ライトグリーン	要	現在受給している人には、5月下旬に更新申請の通知を送付しています。	①郵送した申請書(必要事項を記入) ②児童扶養手当証書または遺族年金証書など ③受給対象者の保険証	☎ 30 9 1 5 3 こども課

国民年金保険料の免除申請

一般の人の免除

国民年金は20歳から60歳まで保険料を納めなければなりませんが、経済的な理由で保険料を納めることができないときは、申請者本人、配偶者および世帯主の令和5年中の所得に応じて保険料が免除される制度があります。

6月まで免除が承認されている人で、今年度も引き続き免除を希望する人は、7月1日(月)以降に申請してください。

ただし、6月までに全額免除または納付猶予が承認された人で、継続審査対象の人は、7月以降の申請は必要ありません。

免除された場合の月額保険料

		保険料(月額)
(免除なし)		(1万6,980円)
全額免除		0円
一部免除	4分の3免除	4,250円
	半額免除	8,490円
	4分の1免除	1万2,740円

※一部免除期間に規定の納付額を納めなかった場合は、未納(一部免除は無効)になります
※納付猶予は、申請者本人と配偶者の令和5年中の所得に応じて判定されます

申請に必要なもの

- ①基礎年金番号通知書または年金手帳
 - ②離職票または雇用保険受給資格者証
- ※申請月の2年1カ月前の月分まで申請ができます

産前産後期間の免除

対象 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月以降の人

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産した人を含む)

届出期間 出産予定日の6カ月前から

届出に必要なもの

基礎年金番号通知書または年金手帳

※届出時期によって必要なもの

- ・出産前に届け出る場合
親子(母子)健康手帳など出産予定日がわかる書類
- ・出産後に届け出る場合
原則不要。被保険者と子が別世帯の場合は出産証明書など、親子関係がわかる書類
- ・死産の場合
死産証明書、死胎埋葬許可証など

届出窓口

市役所保険課、各支所担当窓口、年金事務所
※郵送での手続きも可能です

医療費が高額になりそうとき

問い合わせ 保険課 ☎ 30 9 1 5 9 ・ 30 9 1 6 0

医療機関で支払う1カ月分の医療費が一定の金額(自己負担限度額まで)となります。また、市民税非課税世帯の人は入院時の食事代が減額されます。

マイナ保険証の登録がある人

医療機関でマイナ保険証を提示してください。申請は不要です。

※マイナ保険証未対応の医療機関は除く

マイナ保険証の登録がない人

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。交付後、医療機関で各認定証を提示してください。

交付の条件

国民健康保険の場合

次のいずれかに該当する人

・70歳未満の加入者

・70歳～74歳の市民税非課税世帯の加入者

・70歳～74歳の市民税課税世帯の加入者で、医療機関での負担割合が3割の人(※)

後期高齢者医療制度の場合

次のいずれかに該当する人

・市民税非課税世帯の加入者

・医療機関での負担割合が3割の加入者(※)

申請に必要なもの

・被保険者証

・本人確認できるもの(マイナンバーカードなど)

・領収書や入院期間証明書など入院日数を確認できるもの

※限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は提出していません

申請に必要なもの

・被保険者証

・本人確認できるもの(マイナンバーカードなど)

・領収書や入院期間証明書など入院日数を確認できるもの

※限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は提出していません

長期入院に該当する場合、申請により、さらに食事代が軽減されます。

※マイナ保険証の登録がある人でも申請が必要です

※長期入院とは、申請する月以前12月以内の入院日数の合計が91日以上入院のこと

※すでに最大まで減額されている人は適用されません

各申請は、市役所保険課、各支所担当窓口まで。

一部、交付が必要ない人もいます。詳しくは問い合わせてください